

別記様式第1号(第四関係)

きたがわら  
北河原地区活性化計画

栃木県 ・ 下野市

平成24年 4月

# 1 活性化計画の目標及び計画期間

計画の名称	北河原地区活性化計画	都道府県名	栃木県	市町村名	下野市	地区名(※1)	北河原地区	計画期間(※2)	平成24年度～平成28年度
-------	------------	-------	-----	------	-----	---------	-------	----------	---------------

## 目標 : (※3)

鬼怒川及び中小河川により形成された沖積平野に展開する優良農地の一部を構成する本地区では、農業用排水施設の老朽化に伴う利水に苦慮しながら主要品目である水稲及びトマトに加えカブ、ナス及びキュウリ等の露地野菜の生産が行われているが、農業従事者の高齢化と担い手不在に伴う農業就業者数の顕著な減少が地区人口の減少につながっている等地区の活力が減退している状況となっている。

このため、地区において取り組まれる水稲及びトマト、カブ、ナス、キュウリ等の露地野菜を主体とした収益性の高い農業の実現による農業経営の安定化を図り、高齢農業従事者の営農の継続と新規就農者等担い手の確保育成に繋げるための基礎条件である農業用排水施設の整備を行うこととする。これにより、農業従事者数を維持し地区人口の減少の抑制による地区の定住の促進を目指すものである。

## 目標設定の考え方

### 地区の概要：

下野市は、関東平野の北部、栃木県の中南部に位置し、都心から約85km圏にあり、東に鬼怒川と田川、西に姿川が流れる高低差のあまりない、古来より開けた平坦地で安定した自然災害も少ない地域である。このような恵まれた地勢と気候を活かし、多様な農業が展開されている。

本地区は、市の西南部、利根川水系思川支流の一級河川姿川の右岸に開けた優良農地の一部を形成している。また、地区の西側は畑作振興地帯に隣接し、水田畑利用への取り組み意欲が醸成される等、農業用排水施設の老朽化等厳しい農業生産環境の下、複合経営による農業経営基盤の強化意識の高さが認められ、農家努力により多様な農業の展開が模索されている。

### 現状と課題

本地区においては、水稲を主体とした収益性の高い農業を実現しようとする中で、農業従事者の高齢化や後継者不在等担い手不足が進行し、農業就業者数の減少の顕在化とともに人口が減少する等地区活力が減退している状況となっており、就業者数の減少抑制に資する農業振興を核とした地区活性化のための取組を緊急に行うことが課題となっている。

なお、地区農業生産の基盤施設である利水施設(ラバーダム)は、完了後40年を経過し老朽化が著しく、ラバー部分の経年劣化による破損や転倒機構の駆動動力部(発動機)の動作不良が頻発する等、維持管理労力の増大と経費の増嵩を招くとともに、合理的な水利用にも支障を来している。また、このような営農環境下における農家営農意欲の減退が農地の遊休化や離農を誘発する一要因となっている。

### 今後の展開方向等(※4)

本地区の確保すべき優良農地における農業生産基盤の更新整備を計画的かつ重点的に実施することにより、米生産における合理的な水利用と、施設維持管理に係る労力の軽減並びに経費節減を果たすとともに、トマト、カブ、ナス及びキュウリ等の露地野菜の生産振興に伴う収益性の高い複合経営を推進し農業経営の安定化の下、高齢農業従事者の持続的な営農や新規就農者の確保育成によって、農業就業者数の減少の抑制ひいては地区人口の減少の抑制を図ることとする。

また、達成状況を確認するためその結果について第三者委員会である下野市農業振興地域整備促進協議会に報告し意見聴取した後に公表するものとする。

### 【記入要領】

※1 「地区名」欄には活性化計画の対象となる地区が複数ある場合には、すべて記入する。

※2 「計画期間」欄には、法第5条第2項第6号の規定により、活性化計画の目標を達成するために必要な取組の期間として、原則として3年から5年程度の期間を記載する。

※3 「目標」欄には、法第5条第2項第2号の規定により、設定した活性化計画の区域において、実現されるべき目標を、原則として定量的な指標を用いて具体的に記載する。

※4 「今後の展開方向」欄には、「現状と課題」欄に記載した内容を、どのような取組で解消していくこととしているのかを、明確に記載する。

また、区域外で実施する必要がある事業がある場合には活性化計画の目標達成にどのように寄与するかも明記する。

## 2 目標を達成するために必要な事業及び他の地方公共団体との連携

### (1) 法第5条第2項第3号に規定する事業(※1)

市町村名	地区名	事業名(事業メニュー名)(※2)	事業実施主体	交付金希望の有無	法第5条第2項第3号イ・ロ・ハ・ニの別(※3)	備考
下野市	北河原地区	基盤整備(農業用排水施設)	下野市	有	イ	

### (2) 法第5条第2項第4号に規定する事業・事務(※4)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	交付金希望の有無	備考

### (3) 関連事業(施行規則第2条第3項)(※5)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	備考

### (4) 他の地方公共団体との連携に関する事項(※6)

--

#### 【記入要領】

※1 「法第5条第2項第3号に規定する事業」欄には、活性化計画の目標を達成するために必要であって、かつ、農林水産省所管の事業について記載する。なお、活性化計画の区域外で実施する事業は、備考欄に「区域外で実施」と記載する。

※2 「事業名(事業メニュー名)」欄に記載する事業のうち、交付金を希望する事業にあつては、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領別表1の「事業名」とあわせ、( )書きで、「事業メニュー名」を記載すること。

※3 「法第5条第2項第3号イ・ロ・ハ・ニの別」の欄には、交付金希望の有無にかかわらず、該当するイ・ロ・ハ・ニのいずれかを記載する。

※4 「法第5条第2項第4号に規定する事業・事務」欄には、上段の(1)の表に記載した事業と一体となって、その効果を増大させるために必要な事業等を記載する。

※5 「関連事業」欄には、施行規則第2条第3項の規定により、上段(1)及び(2)の事業に関連して実施する事業を記載する。

※6 「他の地方公共団体との連携に関する事項」欄には、法第5条第2項第5号の規定により、他の地方公共団体との連携に関する具体的な内容について記載する。

### 3 活性化計画の区域(※1)

北河原地区(栃木県下野市)	区域面積(※2)	122ha
区域設定の考え方(※3)		
①法第3条第1号関係: 当該地域の総面積は活性化区域である122haのうち農用地は92haで75%を占め、当該地域の事業従事者数1,672人のうち農林漁業従事者は347人(2005国勢調査)で21%を占め、この地域は農林業が重要な地域である。 なお、「下野市農村地域活性化計画(21-25)」が、市全域を活性化区域として設定していることから、現行計画については、その範囲を縮小する変更を地公体計画の策定段階においてし行うこととする。		
②法第3条第2号関係: 地区人口の農業就業者数減少傾向(農業就業者数減少率11%:平成17年度3,338人、平成22年度2,971人、農業センサス)は、農業従事者の高齢化や後継者不在等担い手不足による離農・地区からの流出をその要因としていることから、基盤整備を実施し、水管理の合理化、施設の信頼性の向上、維持管理及び労力等の節減など、効率的な農業生産の基盤の確立を図ることで、安定した農業経営の確立による地域の活性化を行い、定住化を促進することが必要不可欠である。		
③法第3条第3号関係: 当該区域は、下野市西南部の姿川の右岸に位置する西側畑地帯に隣接した田園地帯の農振農用地であり、市街地を形成している区域は含まれていない。		

#### 【記入要領】

※1 区域が複数ある場合には、区域毎にそれぞれ別葉にして作成することも可能。

※2 「区域面積」欄には、施行規則第2条第2号の規定により、活性化計画の区域の面積を記載する。

※3 「区域設定の考え方」欄は、法第3条各号に規定する要件について、どのように判断したかを記載する。

#### 4 市民農園(活性化計画に市民農園を含む場合)に関する事項

該当なし

##### (1) 市民農園の用に供する土地(農林水産省令第2条第4号イ、ロ、ハ)

土地の所在	地番	地目		地積(㎡)	新たに権利を取得するもの			既に有している権利に基づくもの			土地の利用目的		備考
		登記簿	現況		土地所有者		土地所有者		農地(※2)	市民農園施設			
					権利の種類(※1)	氏名	住所	権利の種類(※1)			氏名	住所	

##### (2) 市民農園施設の規模その他の整備に関する事項(農林水産省令第2条第4号ハ)(※4)

整備計画	種別(※5)	構造(※6)	建築面積	所要面積	工事期間	備考
建築物						
工作物						
計						

##### (3) 開設の時期 (農林水産省令第2条第4号ニ)

--

##### 【記入要領】

※1 「権利の種類」欄には、取得等する権利について「所有権」「地上権」「賃借権」「使用貸借」などについて記載する。

※2 「市民農園整備促進法第2条第2項第1号イ・ロの別」欄には、イまたはロを記載する。

※3 「種別」欄には市民農園施設の種別について「給水施設」「農機具収納施設」「休憩施設」などと記載する。

※4 (1)に記載した市民農園の用に供する市民農園施設のうち建築物及び工作物について種別毎に整理して記載する。

※5 「種別」には(※3)のうち、建築物及び工作物である施設の種別を記載する。

※6 「構造」については施設の構造について「木造平屋」「鉄筋コンクリート」などと記載する。

※ 市町村は、市民農園の整備に関する事業を実施しようとする農林漁業団体等より、市民農園整備促進法施行規則(平成2年農林水産省・建設省令第1号)第9条第2項各号に掲げる図面の提出を受けておくことが望ましい。

5 農林地所有権移転等促進事業に関する事項 該当なし

事 項	内 容	備 考
(1) 農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針(※1)	/	
(2) 移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法(※2)		
(3) 権利の存続期間、権利の残存期間、地代又は借賃の算定基準等		
① 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準(※3)		
② 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準(※4)		
③ 設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法(※5)		
(4) 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件 その他農用地の所有権の移転等に係る法律事項		
① 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件(※6)		
② その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項(※7)		

※1の「農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針」欄は、法第5条第7項第1号の規定により、農用地の集団化等への配慮等農林地所有権移転等促進事業の実施に当たっての基本的な考え方を記載する。

※2の「移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法」欄には、法第5条第7項第2号の規定により、移転の対価を算定するときの基準について記載する。

また、支払いの方法については、例えば、「口座振込」など支払い方法が明確になるよう記載する。

※3の「設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準」欄には、法第5条第7項第3号の規定により、存続期間を設定する基準について記載する。

※4の「設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準」欄には、法第5条第7項第3号の規定により、残存期間を設定する基準について記載する。

※5の「設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法」欄には、地代又は、借賃をどのように算定するのか、支払いの方法についてはどのように行うのかを記載する。

※6の「農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件」欄には、例えば、有益費の償還等権利の条件の内容を記載する。

※7の「その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項」欄には、農林地所有権移転等促進事業によって成立する当事者間の法律関係が明らかになるよう、「賃借」「使用貸借」「売買」等を記載する。

## 6 活性化計画の目標の達成状況の評価等(※1)

本計画は、農業従事者数を維持し地区人口の減少の抑制による地区の定住の促進を目指すものである。

具体的には、平成22年度の農業就業者数減少率11%(平成17年度3,338人、平成22年度2,971人、農業センサス)を維持することを目指し、減少率を5ポイント低下させた6%に抑制することを目標としており、達成状況の評価するため、農家台帳を基に農業従事者数の変動を把握し、工事施工を含め5年を経過した年度に達成状況を確認する。その結果について第三者委員会である下野市農業振興地域整備促進協議会(構成:農業委員会、農業協同組合、農業共済組合、土地改良区、農業士、認定農業者連絡協議会それぞれの代表者、及び都市計画課長)に報告し意見聴取した後に公表するものとする。

また、県としては下野市の評価について妥当性を確認する。

### 【記入要領】

※1 施行規則第2条第5号の規定により、設定した活性化計画の目標の達成状況の評価について、その手法を簡潔に記載する。

なお、当該評価については、法目的の達成度合いや改善すべき点等について検証する必要があるため、法施行後7年以内に見直すこととされていることにかんがみ、行われるものである。

その他、必要な事項があれば適宜記載する。

### その他留意事項

①都道府県又は市町村は、農林水産大臣に活性化計画を提出する場合、活性化計画の区域内の土地の現況を明らかにした図面を下記事項に従って作成し、提出すること。

- ・設定する区域を図示し、その外縁が明確となるよう縁取りすること。(併せて、地番等による表示を記述すること)
- ・市町村が活性化計画作成主体である場合、5,000分の1から25,000分の1程度の白図を基本とし、都道府県が活性化計画作成主体である場合等区域の広さや地域の実情に応じて、適宜調整すること。スケールバー、方位を記入すること。
- ・目標を達成するために必要な事業について、その位置がわかるように旗上げし、事業名等を明記すること。関連事業についても旗上げし、関連事業であることがわかるように記載すること。

②法第6条第2項の交付金の額の限度額を算出するために必要な資料を添付しなければならないが、その詳細は、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要綱(平成19年8月1日付け19企第100号農林水産事務次官依命通知)の定めるところによるものとする。